

## 特許法条約の実施に伴う米国特許プラクティスの規則改正に関する Final Rule

2013年12月02日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

特許法条約 (Patent Law Treaties Implementation Act (PLTIA) of 2012) の実施にしたがって特許プラクティスの規則改正に関する Final Rule が 2013 年 10 月 21 日に USPTO によって官報<sup>\*1</sup>で公示されました (施行日：2013年12月18日)。

注目すべき改正事項として、(i) **特許出願の出願日の要件を簡素化し最小に**すること、(ii) **放棄された特許出願の回復による権利回復**、(iii) **特許維持年金支払の延納**が認められること、及び、(iv) 12 カ月の期間の経過後から 2 カ月以内にファイルされる後の出願において、外国出願の**優先権または仮出願の利益の回復**があります。

また、上記の Final Rule によれば、特許出願が、出願日 (PCT に基づく国際出願の場合には国内段階移行日) から 8 ヶ月以内に実体審査が行える状態にない場合、その後審査可能な状態になるまでの日数分だけ減算されるように**特許権存続期間が調整**されます (改正 37CFR 1.704(c)(12))。これは、上記の(i)により、出願時にクレームがファイルされていない場合等により出願人が不当な利益を受けることを防止するための改正です。

上記の Final Rule には、上記以外に、補充審査、発明者による oath or declaration、AIA 法等に関する改正も含まれています。

### 【全5頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

<sup>\*1</sup> Federal Register / Vol. 78, No. 203 / Monday, October 21, 2013 / Rules and Regulations